



加古川市公告第 12 号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 13 条第 1 項の規定に基づき、加古川市農業振興地域整備計画を変更したので、同条第 4 項において準用する同法第 12 条第 1 項の規定により公告する。

なお、変更後の加古川市農業振興地域整備計画書は、加古川市産業経済部農林水産課において縦覧に供する。

令和元年 5 月 20 日

加古川市長 岡 田 康 裕

